

平成24年度当初予算編成方針のポイント

【基本的な考え方】

1 おおいた元気枠予算の設定 10億円

県政推進指針に掲げる政策テーマに沿って新規事業を積極的に要求できるよう、各部局の要求枠とは別に10億円の特別枠予算を設定

2 減少が見込まれる投資的経費への対応

国の公共事業の削減や基金事業の終了により、投資的経費の落ち込みが懸念されるため、公共事業については、事業の受け入れを制限することなく、要求枠を内示見込額とするとともに、単独事業についても、大幅に増額した前年度予算額の水準を確保

3 行革実践力の発揮

経費の一律カット方式（マイナスシーリング）によらず、これまで培ってきた行革実践力を活かし、各部局が過去の特別枠の整理（4億円）を行うとともに、スクラップ・アンド・ビルドを徹底

【主な要求の枠組み】

区分	要求基準
おおいた 元気枠予算	10億円
政策予算	平成23年度7月現計予算額の範囲内
投資的経費	(公共事業：補助事業、国直轄事業負担金) 国の内示見込額 (単独事業) 平成23年度7月現計予算額の範囲内 ※ 23年度7月現計予算（普通建設・単独事業費）：対前年度比+14.1%

平成24年度当初予算編成方針

経済情勢は、持ち直しの動きが続いているものの、歴史的な円高や海外景気の下振れなどにより、依然、予断を許さない状況にある。

また、国の予算編成においても、地方交付税など一般財源総額の確保や、これまで基金により実施してきた妊婦健診等の財源措置など、地方にとって不安・懸念材料があり、今後の動向を十分注視していく必要がある。

こうした状況下であるが、本県では、県民が夢と希望を持ち、心豊かに暮らせる大分県づくりに向け、現在改訂を行っている安心・活力・発展プラン2005に沿って政策を展開することとし、新たな課題である地震・防災対策やエネルギー政策、海外戦略などにも積極的に取り組んでいく。

加えて、国の公共事業費の大幅な削減が予想される中、引き続き景気・雇用対策にも力を入れていく。

当初予算編成にあたっては、こうした考え方にに基づき、10億円の特別枠を設けることとしたので、各般の施策に積極的に取り組むこと。

第一 全般的事項

東日本大震災の影響等により県税収入の確保が厳しい状況にある中、財政規律を堅持するとともに、これまで培ってきた「行革実践力」を一層発揮しながら、多様な行政ニーズに対処していかなければならない。

このため、各部局においては、スクラップ・アンド・ビルドを徹底し、国、県、市町村及び民間の責任分野を明確化したうえで、真に県民にとって必要な県が取り組むべき事業を要求すること。

また、部局横断的な政策課題については、その政策意図が最大限発揮されるよう十分に連携すること。

第二 歳入に関する事項

1 県税

税制改正をはじめ、経済情勢等に留意するとともに、地方財政計画を考慮のうえ、課税対象の的確な捕捉や徴収率の向上に努め、年間徴収見込額を算定し所要額を計上すること。

2 地方交付税

地方財政計画等を考慮するとともに、県税収入の動向に留意のうえ、年間見込額を算定し所要額を計上すること。

3 国庫支出金

国庫補助金等の廃止・新設等の状況把握に努めるとともに、活用可能な補助金について精査し計上すること。

後進地域開発国庫負担特例法に基づく平成23年度事業に係る国庫補助の嵩上げ率は1.12であるので、事業費に充当することなく枠外財源で計上すること。

4 分担金及び負担金

負担割合の適正化を図るとともに、歳出に見合った収入見込額を計上すること。

5 使用料及び手数料

受益者負担の原則に立ち、歳出に見合った収入見込額を計上すること。

6 財産収入

県有財産利活用推進計画に基づき、処分や貸し付けを進めることとするが、地価の動向等を十分勘案して計上すること。

7 基金繰入金

特定目的基金については、従来の充当事業を適宜見直し、積極的な活用を図ること。

8 諸収入

貸付金の滞納整理強化等により償還金収入の確保を図ること。

また、過疎代行や受託事業については、原則として行わないこととするが、やむをえず実施する場合には、人件費を含めた適正な必要額を計上すること。

9 県債

地方財政計画、地方債計画等に基づき、所要額を要求すること。

なお、臨時財政対策債を除く実質的な県債残高に留意のうえ、発行抑制に努めること。

第三 歳出に関する事項

予算要求は、原則として、平成23年度7月現計予算額（4月補正予算（専決）分を除く一般財源等ベース、以下同じ）に対し、各部局ごとに、次に示す基準の範囲内で要求すること。

1 政策的経費

(1) おおいた元気枠予算

各部局の要求枠とは別に、10億円の特別枠を設けるので、平成24年度県政推進指針に沿って、創意工夫を凝らした新規事業を積極的に要求すること。

(2) 政策予算（非投資）

平成23年度7月現計予算額の範囲内で要求すること。

なお、要求枠には、平成21年度特別枠予算の整理分を減算し、23年度予算における物件費等の節約額を加算する。

(3) 投資的予算

① 公共事業

補助事業及び国直轄事業負担金については、国の内示見込額を要求すること。（ただし、国の概算要求の伸び率を十分勘案すること。）

地域自主戦略交付金対象事業については、国の内示見込額を踏まえ、別途指示するところにより要求すること。

災害復旧事業及び災害関連事業のうち、過年発生分は、年間所要額を要求し、現年発生分は、平成23年度7月現計予算額の範囲内で要求すること。

② 一般国庫補助事業

緊急度の高い事業を厳選し、平成23年度7月現計予算額の範囲内で要求すること。

③ 単独事業

緊急度の高い事業を厳選し、平成23年度7月現計予算額の範囲内で要求すること。

2 経常的経費

管理予算については、年間所要額を十分に精査し要求すること。

部局枠予算については、平成23年度7月現計予算額の範囲内で要求すること。

3 個別経費の取扱い

(1) 補助金・負担金

効果や緊急性が低下した補助金、負担の適正化や融資など他の措置によることが可能な補助金、または少額補助金は、廃止・縮減を図ること。

また、各種団体・協会等への負担金については、加入の適否や負担額の妥当性を厳しく見直したうえで、廃止・縮減を図ること。

(2) 貸付金

民間資金の動向や貸付団体の運営資金の実態等を十分考慮し、貸付枠や貸付利率、金融機関への預託比率、末端金利等を機動的に見直すこと。

(3) 委託料

庁舎管理運営委託料等については、業務の仕様の見直し等により節減を図ること。

(4) 備品購入費

真に必要なものを購入することとし、特に、高額機器については、相互利用や共同購入を促進すること。

4 国の交付金による基金事業の取扱い

国の交付金による基金事業については、国の3次補正等の動向に十分留意しながら要求すること。

なお、事業期間が終了するものについては、原則として県費への振替えは認めない。

5 債務負担行為

後年度における経費支出を義務付けるものであることから、設定にあたっては慎重を期すること。

第四 他会計に関する事項

一般会計に準じて要求すること。

第五 公社等外郭団体に関する事項

公社等外郭団体に関する指導指針や、今年度新たに策定する各団体ごとの見直し指針に基づき、公社等の経営状況を厳しくチェックするとともに、統廃合や県関与の縮小に向けた取組を進めること。